

## 議案第九十四号

### 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市長等の給与に関する条例（昭和四十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

第八条第二項中「百分の二百二十」を「、六月に支給する場合においては百分の二百二十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十」に改める。

第二条 宇部市長等の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第八条第二項中「、六月に支給する場合においては百分の二百二十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和五年十二月一日から適用する。

##### （給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

##### 「説明」

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

## 【第一条関係】

新 旧 対 照 表 新

## (期末手当)

## 第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百二十

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

## (期末手当)

## 第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に六月に支給する場合においては百分の二百二十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

## 【第二条関係】

旧

## (期末手当)

## 第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合においては百分の二百二十、十二月に支給する場合においては百分の二百三十を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

## (期末手当)

## 第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百二十五  
を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。



## 議案第 94 号

### 宇部市長等の給与に関する条例中一部を改正する条例制定の件(概要)

#### 【要 旨】

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を同様に引き上げるもの。

#### 【内 容】

##### 1 期末手当の引き上げ

(令和 5 年度) 0.1 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.2 月	2.2 月	4.4 月
	改正後	2.2 月	2.3 月	4.5 月
	増 減	0.0 月	0.1 月	0.1 月

(令和 6 年度) 年間 4.5 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に均等に按分して加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	2.2 月	2.3 月	4.5 月
	改正後	2.25 月	2.25 月	4.5 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月	0.0 月

##### 2 年間影響額 約 522 千円

職 名	改定前	改定後	増減額
市 長	4,963,200 円	5,076,000 円	112,800 円
副 市 長	3,986,400 円	4,077,000 円	90,600 円
常勤監査委員 教 育 長	3,611,520 円	3,693,600 円	82,080 円
公営企業管理者 (水道・交通事業)	3,384,480 円	3,461,400 円	76,920 円

##### 3 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
期末手当 支給率の改正	令和 5 年 12 月期	公布の日	令和 5 年 12 月 1 日
	令和 6 年 6 月期 以降	令和 6 年 4 月 1 日	施行日と同じ

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を次のように改める。

第十八条第二項中「法第二十八条の四第一項に規定する」を削る。

第十九条の三第二項中「百分の百二十」を「、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五」に改め、同条第三項中「百分の六十七・五」を「、六月に支給する場合においては百分の六十七・五、十二月に支給する場合においては百分の七十」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「百分の百」を「、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五」に改め、同項第二号中「百分の四十七・五」を「、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十」に改める。

別表第一を次のように改める。

38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		

別表第一（第4条関係）

職員 の区 分	級 号給	給料表							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
定年	1	円 162,100	円 208,000	円 240,900	円 271,600	円 295,400	円 323,100	円 365,500	円 410,300
前再	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
任用	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
短時	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
間勤	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
務職	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
員以外の職員	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200

定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600		394,300			
95		296,200	344,100		394,600			
96		296,600	344,500		394,800			
97		296,800	344,700		395,000			
98		297,100	345,100		395,300			
99		297,500	345,500		395,600			
100		297,900	345,800		395,800			
101		298,100	346,100		396,000			
102		298,400	346,500		396,300			
103		298,800	346,900		396,600			
104		299,100	347,300		396,800			
105		299,300	347,800		397,000			
106		299,600	348,200		397,300			
107		300,000	348,600		397,600			
108		300,300	349,000		397,800			
109		300,500	349,500		398,000			
110		300,900	349,900		398,300			
111		301,300	350,200		398,600			
112		301,600	350,500		398,800			
113		301,800	351,000		399,000			
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						

第二条 宇部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第十九条の三第二項中「、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合においては百分の六十七・五、十二月に支給する場合においては百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五」を「百分の百二・五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十」を「百分の四十八・七五」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和六年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)中第十九条の三第二項及び第三項並びに第十九条の六第二項の規定は令和五年十二月一日から、別表第一の規定は令和五年四月一日から適用する。

(給与の内扱)

第二条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

#### 「説明」

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 【第一条関係】

新 旧 対 照 表

旧

新

対

照

表

## (勤務一時間当たりの給与額の算出)

## 第十八条

## 第十八条

## (勤務一時間当たりの給与額の算出)

- 2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、法第二十八条の四第一項に規定する常時勤務を要する職を占める職員の勤務一時間当たりの給与額との均衡を考慮して市規則で定める額とする。

(期末手当)

## 第十九条の三

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の六十七・五

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

## 第十九条の六

2

- 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

## (勤務一時間当たりの給与額の算出)

## 第十八条

## (勤務一時間当たりの給与額の算出)

- 2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の勤務一時間当たりの給与額は、
- 常時勤務を要する職を占める職員の勤務一時間当たりの給与額との均衡を考慮して市規則で定める額とする。

(期末手当)

## 第十九条の三

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十、十二月に支給する場合においては百分の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十七・五、十二月に支給する場合は百分の六十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の六十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

## 第十九条の六

2

- 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百

を乗じて得た額の総額

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十七・五

を

乗じて得た額の総額

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百、十二月に支給する場合においては百分の百五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の四十七・五、十二月に支給する場合においては百分の五十を乗じて得た額の総額

(省略)

別表第一（第4条関係）

給料表

職員 の区 分	級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額							
定年	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300
前再	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700
任用	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200
短時	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600
間勤	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500
務職	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600
員以 外の	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700
職員	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200

(省

略)

38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900		
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100		
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300		
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600		
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900		
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100		
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300		
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600		

(省

略)

83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100		
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300			
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600			
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800			
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000			
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300			
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600			
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800			
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000			
94		295,900	343,600		394,300			
95		296,200	344,100		394,600			
96		296,600	344,500		394,800			
97		296,800	344,700		395,000			
98		297,100	345,100		395,300			
99		297,500	345,500		395,600			
100		297,900	345,800		395,800			
101		298,100	346,100		396,000			
102		298,400	346,500		396,300			
103		298,800	346,900		396,600			
104		299,100	347,300		396,800			
105		299,300	347,800		397,000			
106		299,600	348,200		397,300			
107		300,000	348,600		397,600			
108		300,300	349,000		397,800			
109		300,500	349,500		398,000			
110		300,900	349,900		398,300			
111		301,300	350,200		398,600			
112		301,600	350,500		398,800			
113		301,800	351,000		399,000			
114		302,000						
115		302,300						
116		302,700						
117		302,900						
118		303,100						
119		303,400						
120		303,700						
121		304,100						
122		304,300						
123		304,600						
124		304,900						
125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200

【第二条関係】

旧

新

(期末手当)  
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六  
月に支給する場合においては百分の百二  
十、十二月に支給する場合においては百分  
の百二十五を乗じて得た額に、基準日以前  
六箇月以内の期間における当該職員の次  
各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該  
各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用  
短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手  
当基礎額に、六月に支給する場合において  
は百分の六十七・五、十二月に支給する場  
合においては百分の七十を乗じて得た額  
に、基準日以前六箇月以内の期間における  
当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区  
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて  
得た額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

(期末手当)  
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分  
の百二十二・五  
を乗じて得た額に、基準日以前  
六箇月以内の期間における当該職員の次  
各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該  
各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用  
短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手  
当基礎額に百分の六十八・七五  
を乗じて得た額  
に、基準日以前六箇月以内の期間における  
当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区  
分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて  
得た額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

(期末手当)  
第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分  
の百二十二・五  
を乗じて得た額に、基準日以前  
六箇月以内の期間における当該職員の次  
各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該  
各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

2

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間  
勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基  
礎額に職員がそれぞれその基準日現在

(退職し、又は死亡した職員につては、  
退職し、又は死亡した日現在。次項及び  
附則第十項第三号において同じ。)にお  
いて受けるべき扶養手当の月額を加算し  
た額に、六月に支給する場合においては  
百分の百、十二月に支給する場合において  
は百分の百五を乗じて得た額の総額

2 一 前項の職員のうち定年前再任用短時間  
勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基  
礎額に職員がそれぞれその基準日現在  
(退職し、又は死亡した職員につては、  
退職し、又は死亡した日現在。次項及び  
附則第十項第三号において同じ。)にお  
いて受けるべき扶養手当の月額を加算し  
た額に百分の百二・五  
を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間  
勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員  
の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場  
合においては百分の四十七・五、十二月

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間  
勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員  
の勤勉手当基礎額に百分の四十八・七五

に支給する場合においては百分の五十を  
乗じて得た額の総額

乗じて得た額の総額

を



## 議案第 95 号

### 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件(概要)

#### 【要 旨】

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他所要の整備を行うもの。

#### 【内 容】

- 1 給料表の増額改定（改定率 全体平均 1.1%（1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%））
- 2 期末勤勉手当の支給率引上げ  
（1）一般職

（令和5年度） 期末勤勉各 0.05 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.20 月	1.20 月	2.40 月
	改正後	1.20 月	1.25 月	2.45 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月
勤勉手当	改正前	1.00 月	1.00 月	2.00 月
	改正後	1.00 月	1.05 月	2.05 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月
支給率 計	改正前	2.20 月	2.20 月	4.4 月
	改正後	2.20 月	2.30 月	4.5 月
	増 減	0.0 月	0.1 月	0.1 月

（令和6年度） 期末 2.45 月、勤勉 2.05 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分		6 月期	12 月期	計
期末手当	改正前	1.20 月	1.25 月	2.45 月
	改正後	1.225 月	1.225 月	2.45 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月
勤勉手当	改正前	1.00 月	1.05 月	2.05 月
	改正後	1.025 月	1.025 月	2.05 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月
支給率 計	改正前	2.20 月	2.30 月	4.5 月
	改正後	2.25 月	2.25 月	4.5 月
	増 減	0.05 月	△0.05 月	0.0 月

## (2) 再任用職員

(令和5年度) 期末勤勉各 0.025 月の引上げ分を 12 月期に加算

区分		6月期	12月期	計
期末手当	改正前	0.675 月	0.675 月	1.35 月
	改正後	0.675 月	0.700 月	1.375 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
勤勉手当	改正前	0.475 月	0.475 月	0.95 月
	改正後	0.475 月	0.50 月	0.975 月
	増 減	0.0 月	0.025 月	0.025 月
支給率 計	改正前	1.15 月	1.15 月	2.3 月
	改正後	1.15 月	1.20 月	2.35 月
	増 減	0.0 月	0.05 月	0.05 月

(令和6年度) 期末 1.375 月、勤勉 0.975 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分する。

区分		6月期	12月期	計
期末手当	改正前	0.675 月	0.700 月	1.375 月
	改正後	0.6875 月	0.6875 月	1.375 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.00 月
勤勉手当	改正前	0.475 月	0.50 月	0.975 月
	改正後	0.4875 月	0.4875 月	0.975 月
	増 減	0.0125 月	△0.0125 月	0.00 月
支給率 計	改正前	1.15 月	1.20 月	2.35 月
	改正後	1.175 月	1.175 月	2.35 月
	増 減	0.025 月	△0.025 月	0.00 月

3 影響額 約 100,000 千円 (正規・再任用職員)

4 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
給料表の改定		公布の日	令和5年4月1日
勤勉手当の 支給率の改定	令和5年12月期	公布の日	令和5年12月1日
	令和6年 6月期 以降	令和6年4月1日	施行日と同じ

※臨時・会計年度任用職員についても職員の給料表を準用していることから、  
同様の改定を行い、その影響額は約 50,000 千円である。

## 議案第九十七号

### 宇都巿災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件

宇都巿災害派遣手当等の支給に関する条例（平成八年条例第十六号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇都巿長 篠 崎 圭 一

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

#### 附 則

1)の条例は、公布の日から施行する。

#### 「説明」

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新  
旧  
対  
照  
表  
新

(趣旨)

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号））第一百五十四条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第四十四条において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(趣旨)

第一条　この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第三十二条第一項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号））第一百五十四条又は新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二十六条の八において準用する場合を含む。）又は大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）第五十六条第一項の規定による本市に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

## 議案第 97 号

### 宇部市災害派遣手当等の支給に関する条例中一部改正の件(概要)

#### 【要 旨】

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。

#### 【内 容】

##### 1 参照条項と文言の変更

第一条中「第四十四条」を「第二十六条の八」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

##### 2 施行日

公布の日

## 議案第九十八号

### 宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例中一部改正の件

宇部市基金の設置、管理及び処分に関する条例（昭和三十九年条例第五十五号）の一部を次のように改める。

令和五年十二月六日提出

宇部市長 篠 崎 圭 二

第一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第二十九条までを一条ずつ繰り上げる。

#### 附 則

##### （施行期日）

- この条例は、令和六年三月三十一日から施行する。  
(経過措置)

- この条例の施行の際現に改正前の第一条第八号の水源かん養基金に属していた現金は、改正後の第一条第四号の財政調整基金に属するものとする。  
「説明」

水源かん養基金の運用状況等を踏まえ、当該基金の効果的な活用が見込めないため廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新  
旧  
対  
照  
表  
新

(設置)  
第一条

八 水源かん養基金

九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三  
二十四

(設置)  
第一条

八  
九  
十  
十一  
十二  
十三  
十四  
十五  
十六  
十七  
十八  
十九  
二十  
二十一  
二十二  
二十三

(水源かん養基金)

第十一条

第十一条 水源かん養基金は、本市の主要な水源である小野湖の周辺の水源かん養に要する経費の財源を確保するため、予算に定める額を積み立て、基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

2 水源かん養基金は、前項の目的を達成するためには必要な財源に充當する場合に限り、これを処分する」とがやもる。

(旧宇部銀行保存基金)

(ふるやべひ応援基金)

第十二条 (ふるやべひ応援基金)

第十二条	(産学連携推進基金)
第十三条	(楠ニ)もれびの郷基金)
第十四条	(常盤公園ときめき基金)
第十五条	(環境まちづくり基金)
第十六条	(特別支援教育青い鳥基金)
第十七条	(合併特例基金)
第十八条	(まちなかにぎわい創出基金)
第十九条	(市制施行100周年記念事業基金)
第二十条	(妊娠・子ども応援基金)
第二十一条	(若者幸せ基金)
第二十二条	(新型コロナウイルス感染症対策基金)
第二十三条	(文化振興基金)
第二十四条	(公共施設等保全管理基金)
第二十五条	(森林環境整備基金)
第二十六条	(管理)
第二十七条	(繰替運用)
第二十八条	(、)の条例の施行について必要な事項
第十二条	(産学連携推進基金)
第十三条	(楠ニ)もれびの郷基金)
第十四条	(常盤公園ときめき基金)
第十五条	(環境まちづくり基金)
第十六条	(特別支援教育青い鳥基金)
第十七条	(合併特例基金)
第十八条	(まちなかにぎわい創出基金)
第十九条	(市制施行100周年記念事業基金)
第二十条	(妊娠・子ども応援基金)
第二十一条	(若者幸せ基金)
第二十二条	(新型コロナウイルス感染症対策基金)
第二十三条	(文化振興基金)
第二十四条	(公共施設等保全管理基金)
第二十五条	(森林環境整備基金)
第二十六条	(管理)
第二十七条	(繰替運用)
第二十八条	(、)の条例の施行について必要な事項

第一十九条

第二十八条